平成28年　第２回（定例）吉　賀　町　議　会　会　議　録（第３日）

平成28年６月14日（火曜日）

議事日程（第３号）

平成28年６月14日　午前９時00分開議

日程第１　一般質問　７．桜下　善博　議員

８．三浦　浩明　議員

９．庭田　英明　議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　７．桜下　善博　議員

８．三浦　浩明　議員

９．庭田　英明　議員

出席議員（11名）

１番	桑原　三平君	２番	大多和安一君
３番	三浦　浩明君	４番	桜下　善博君
５番	中田　　元君	７番	河村　隆行君
８番	藤升　正夫君	９番	河村由美子君
10番	庭田　英明君	11番	潮　　久信君
12番	安永　友行君		

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　水落　裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長　………………………　中谷　　勝君　　副町長　……………………　岩本　一巳君

教育長	……………………	青木　一富君	教育次長	…………………	光長　　勉君
総務課長	…………………	赤松　寿志君	企画課長	…………………	深川　仁志君
税務住民課長	……………	齋藤　明久君	保健福祉課長	……………	宮本　泰宏君
産業課長	…………………	山本　秀夫君	建設水道課長	……………	早川　貢一君
柿木地域振興室長	………	大庭　克彦君	出納室長	…………………	谷　みどり君

午前９時00分開議

○議長（安永　友行君）　それでは、ただいまの出席議員数は１１人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１．一般質問

○議長（安永　友行君）　日程第１、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。７番目の通告者、４番、桜下議員の発言を許します。４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　改めまして、おはようございます。桜下でございます。私は、２点質問させていただきます。この２点は、私のモットーとしております町民の皆さんの関心の高いこと、また、どうも納得いかない、疑問に思うことをいつも私は一般質問で取り上げておりますが、それに基づきまして、この２点について質問をさせていただきます。

まず、１点目であります。地震の対策についての件でありますが、やはり今町民の皆さんで一番関心がありますのは、きょうで震度７の地震が起きまして――最初の余震でありますが、起きまして、きょうで約２カ月たったということで、けさから新聞でも、ニュースでも報道されておりますが、いまだに避難者が約６,０００人の方が避難をされているということであります。この熊本大分地震でありますが、これを教訓とした質問をさせていただきます。

まず、簡単ではありますが、熊本地震でありますが、死者４９名、行方不明者がいまだに１名ということであります。そして、家屋の被害が、全半壊、家屋の被災ということでありますが、約８万棟、大分県を含んでおりますが、約８万棟の被害が出ております。そして、これは5月ぐらいの時点の資料でありますが、農林水産業被害が１，３４５億円、特に、当町でも関係ありますが、水田の復旧費は７８億円にも上るということで、ほんとに人災も含めて甚大な被害をもたらした熊本大分地震が発生しまして、約きょうで２カ月ということであります。

この地震を考えまして、それでは、吉賀町ではどうだろうかということを、やはり町民の皆さんは一番不安であり、また関心を持たれていると思います。私なりにいろいろ調べましたが、昨

日も町長が、水害もあったけれども、地震による災害は今までなく、比較的吉賀町は安心して暮らせるという町だということを昨日も答弁されましたが、私もそのように思っております。しかしながら、調べてみますと、震度７が発生するような、これは主要活断層ということでありますが、９８カ所全国にありますが、山口県に２カ所、広島県は海のほうですが１カ所、島根、鳥取では震度７が発生するような活断層が今まで確認をされておりません。それをデータでいいますと、専門家で言われますと、鳥取、島根は地震の空白地帯というふうに言われております。データでいいますと、そういうふうに活断層がないということで、地震は起きないと思われると思うんですが、実は、調べてみますと、平成１２年、２０００年に鳥取県西部地震というのが発生しております。このときは、マグニチュード７．３で、震度６強でありました。今から約１６年前ですか。鳥取県西部地震というのが発生しております。震度６強でありました。米子、大山地区のほうでありますが、地震が起きております。

しかし、これは余りマスコミでも大きく出なかったんですが、実は震度６強でありながら死者はゼロでありました。そして、震源地が山間部であったことや、市街地の一部を省き人口が密集していない地域であったことと、それから積雪が多いということで家屋が非常に頑丈なつくりが多かったということで、余り被害が多く出ておりません。しかしながら、震度６強の地震が鳥取県で発生をしております。

もう一点は、このときの、マスコミにも出ておりますが、実は、鳥取県ではこの地震の２カ月前に、震度６強の震災が鳥取県西部で発生することを想定して、実は防災訓練を鳥取県はしておりました。その訓練成果がほんとに発揮というんでしょうか、地震発生からわずか１０分後には行政及び消防当局が対策を実施することができたということが報道されております。つまり、発生する２カ月前に、鳥取県全体で地震に対する防災訓練をしていたということがわかっております。

このことは、被害の大小は別としまして、地震対策が非常にスムーズに行われたということで、非常にこのことが評価をされております。私も、ほんとにこれは、調べるまではわからなかったんですが、鳥取の近いところで震度６強の地震がありながら、死者はゼロという。家屋の被害はほんとに少ない被害であったということが判明をしております。そういうふうに、活断層があるから、ないからといって地震が起きる、起きないということはないと思います。

質問をする前にちょっとデータを調べましたので述べさせていただきますが、実は、今月の１０日、つい先ごろですが、政府の地震調査委員会では、今後３０年、震度６弱以上の地震の発生率について新たなデータを公表しております。それを見ますと、実はこの大震災が起きた熊本県では、ことしの１月時点ではわずか発生の確率は７．６％と低かったわけです。にもかかわらず、震度７を２回するような大規模地震が熊本県で発生をしております。つまり、ほんとデータ

はデータということで、いかにこのまま、当てにならないとは言いませんが、常に準備が必要ということだと思います。

この資料を見ますと、今後３０年、震度６弱以上の発生率が、この中国地方でいきますと、県庁でいきますと、広島市は確率が２２％、山口市は４．５％、松江市は２．１％、鳥取市は５．２％、岡山市は４１％の、今後３０年以内に震度６弱の地震が発生するという確率を政府の地震調査委員会が１０日に発表しております。

この新聞にも載っておりますが、熊本もそうなんですが、確率が低いからといって地震が発生しないということは、ほんとにないと。常に準備が必要、心構えが必要ということを述べております。

というふうに、吉賀町には主要な活断層がないとはいいながらも、いつ地震に見舞われるかわからないということが判明をしていると思います。このことをほんとに、この地震を教訓にして、皆さんも心構えといいましょうか、準備をするべきだと私は改めて思いました。

そこで、あと少しだけデータを言いますが、南海トラフ地震というのが最近すごく言われていますが、今後３０年以内に発生する確率が首都圏で直下型で７０％、東海地震が８７％、南海地震、四国沖ですが５０％、宮城県沖では実に今後３０年以内に９９％の巨大地震が発生すると。これもデータが公表されております。というふうに、ほんとにいつ地震は起きるかわからないというのが現実であります。

そこで、熊本地震を教訓にした質問をさせていただきます。

まず最初に、よくこれもマスコミで報道されておりますが、地震が発生して被害が出ますと、災害対策本部を設置すると思うんですが、当町の本庁舎は耐震基準を満たしているのかということをお聞きします。国の耐震基準でいきますと、震度６から７の巨大地震の発生にも耐えるということが目安となっておりますが、まずは本庁舎が耐震基準を満たしているか、そこからお聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　桜下議員の防災、特に地震対策についてということで御質問でございますけれど、なかなか御発言の中で、端的には、本庁舎が災害対策本部になる。耐震基準を満たしておるかということでございますけれど、この耐震基準につきましては、平成２１年度耐震診断を行いまして、その結果により、平成２２年度に耐震工事を実施したところでございます。耐震基準は満たしておる。ちょうど玄関を入って今竜が、わらの、展示してございますけれども、あの大きな柱というのは、耐震基準を満たすために柱を強度化したということで太くなっておるということでございますので、基準を満たしているということでございます。

柿木庁舎につきましては、平成８年度建築のために、建築基準が指標を満たしているというこ

とで、庁舎につきましては、議員のおっしゃいますような耐震基準を満たしておるということでございます。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　じゃ、次の質問に移ります。現在も約６，０００人の方が避難をされているということでありますが、実際に地震が起きまして家屋が全半壊、または被害を受けて家に帰れないという方が連日報道されました。中には車中泊、あるいはテントで泊まられる方、または指定の避難場所へ長期にわたり避難されている方等々が連日マスコミで報道されていますが、きのうも８番議員が質問をしましたが、当町がそういうふうに避難者が出た場合につきまして、食料とか水とか、いわゆる災害時の備蓄食料は何人分あるのか、また何日分ぐらいあるのかということをお聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　災害があった場合、ああして先ほどの質問の中にも耐震基準を満たしておるかということでございます。公共施設につきましては耐震検査をやって順次補強をしておりますので、その質は満たしておるというわけでございますけれども、個人の住宅については、県の補助、町の補助で民家の耐震診断、これをやる助成制度があるわけですけれど、県下あるわけですけど、当町におきましてはいまだに１件も利用されて診断をやられたことがないということでございますので、議員がおっしゃいますように、民家の倒壊というのは当然考えられる部分があるんじゃなかろうかと思いますけれど、その予測というのは立たないところでございます。

また、そうした意味で、避難訓練等、自主防災組織の検証にあわせながら対応してきておるわけでございますけれど、やはり議員がおっしゃいますように、６，０００余りの住民が全て避難しなきゃならないような状況が出れば、相当ひどい災害になると思いますけれど、やはり部分部分に限られるんじゃなかろうかというように思っておりますので、今議員がおっしゃいましたように、備蓄等がどうなのかということでございますけれど、これにつきましては全員に行き渡る何日分ということまでは試算はいたしておりませんけれど、現在備蓄しておりますのは、アルファ化米を約１，０００食、飲料水を２リットルのペットボトルで６００本の備蓄ということでございます。

今言いましたように、約１，０００食でございますので、朝昼晩ですと３００人程度しか対応できないということでございますけれど、やはりこの近辺が一遍にということは、なかなかそういうことがない。そういった中に、私どもとしても近隣の町村であれば支援を行うように、当地で不幸にもあった場合はそういった支援もいただけるということもあるかと思いますけれど、議員がおっしゃますような十分なこととはなりませんけれど、先ほど申し上げましたような食数と飲料水、また副食部分缶詰等も備蓄はさせていただいて、昨日もお話がありましたように、賞味

期限が切れるまでに更新をしながら、そういったものにつきましては訓練なり、またいろんな学習に提供していこうというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　次の質問ですが、昨日１番議員が質問されましたが、仮に被害が発生した場合、仮設住宅の件でありますが、昨日、町長は、３カ所を一応予定しているというふうに答弁されましたが、何戸分建設予定とか、まだ具体的には被害がわかりませんが、そういう想定などはされておられますか、お聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　これにつきましては、どこの自治体もだとは思いますけれど、敷地面積に入るだけはつくるわけでございますけれども、果たしてそうした避難の住宅の資材がどれだけ取得できるか、確保できるかということもありますので、そういったものをどの自治体も事前に確保しておいてということはやっておりませんので、これにつきましてはまだわかりませんとしか答えられません。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　次の質問でありますが、先日、１番議員も質問しましたが、各戸に防災マップというものが、ほんとにすばらしいものがつくられまして、配られました。これ各戸の対応とあると思うんですが、私もいろいろ調べてみますと、福祉施設で私は地震防災マニュアルというのをつくりまして、町が、各施設でも当然つくられているとは思うんですが、この熊本地震の教訓を得まして、例えば養護老人ホームとか、あるいは特別養護老人ホーム、またグループホーム、また福祉とは別かもわかりませんが、保育所など、独自に地震防災マニュアルを早急に町としてつくりまして、そして配付をし、そして徹底するということが大事と思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　議員おっしゃいますように、福祉施設につきましては、福祉避難所に指定されておりますので、受け入れ人数等、そういった施設で対応するわけでございますけれど、そうした対応のマニュアルについては、町がというわけでなしに、そういった施設施設が自主的につくっておられますし、そういった中に町の担当課等も会議等に出席させていただきながら、町の御意見等を申し上げながらつくっておるわけでございますので、町が作成して、それでその施設施設にというようなことにはなりません。やはり自主的なそういった施設の意見を尊重しながら、それに対応し、そこで対応できないものについては町が対処しながら御支援するということになるかと思います。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　地震関連で最後の質問になりますが、昨日も出ておりましたが、自主防災組織というのが樋口とかあるいは高尻とか、ほかにも発足しているかもわかりませんが、できておりまして、昨年も樋口とかあるいは高尻で避難訓練をされておられました。私は、各自主防災組織でもいいと思うんですが、町全体の大がかりな被害に備えた避難訓練といいましょうか、防災避難訓練をもうすべき時期が来ていると思いますが、消防でも益田広域で、益田・鹿足郡で防災訓練というのがありますが、町独自でも、町全体とした大がかりな防災避難訓練をすべきと思いますが、町長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　議員おっしゃいますように、ああして広域で訓練をやったり、毎年、１級河川では県下で順番に水防訓練といったものを県の主導でやっておられます。議員おっしゃいますように、町内でも、町一斉にいろんな組織を挙げながら、災害を想定して訓練をするということは必要なことだというように思っておりますので、何年かに１回は町を挙げての訓練ということは必要だというように思っておりますので、今後検討しながら計画をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　ぜひ防災訓練を、ほんとやるべきだと思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

いろいろ質問させていただきましたが、この熊本大分大規模地震を教訓に、改めて地震対策、町独自の地震対策を真剣になって見直しあるいは検証をすべきだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、ほんと、町民の皆さんから見たら絶対に納得できない、おかしいんじゃないかということを町民のかわりになりまして質問させていただきます。

それは、消防官舎新宮寮の件であります。消防官舎は平成１７年度に建てまして、鉄筋の２階建てであります。この野中というところに建っておりますが、まだ築１１年ぐらいで、比較的新しい宿舎であります。ここは８室ありまして、妻帯者用が４室、そして単身用が４室、合わせて８室あります。家賃はもう決まっておりまして、単身用が３万円、妻帯者用が３万５，０００円であります。

それで、実は、なぜこれが問題かといいますと、昨年は８室のうち１部屋だけ消防職員が使用しておりましたが、残りは一般の方、教員の方が入っておられました。私は、同じ地区に住んでおりますので、自治会長をしておりましたので、プライバシーのことがありますので全部を把握しておりませんが、住んでおられる方の出入りが非常に少なく、恐らく８室のうちの半分ぐらいはあいていたと思います。確認はしておりませんが、思います。

ところが、この４月からはこの８室が全部埋まりました。内訳を見ますと、町の職員が４室、教員が２人、そして一般の方が２人であります。実に、消防職員は誰ひとり入っておりません。消防官舎といいながら、消防職員は入っておりません。

そこで、私は消防官舎の条例というのが平成１７年にできておりますので、私調べました。施設条例と施行規則というのがあります。これをちょっと読んでみますと、これケーブルテレビで町民が見られますと思いますが、恐らく、絶対おかしいぞという声が上がると思います。

第１条は設置でありますが、益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所職員の住宅不足の緩和を図り、もって職員の生活安定と社会福祉の増進に寄与するために本町に益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所職員住宅を設置すると。第１条に載っております。

定義は３条でありますが、住宅は町が建設し、町が使用権、管理権を有する住宅であって、益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所に勤務する職員に賃貸するための建物及びその附帯施設ということが第３条には載っております。ここで言う職員とは、益田広域消防本部六日市分遣所及び柿木分遣所に勤務をする職員というふうにはっきり載っております。

そして、第５条の入居資格者は、住宅に入居することができるものは、消防署の職員であって、現に住宅に困っているものであること。ここからが大事です。ただし、町の事務または事業の円滑な運営を図るため、住宅に居住させる必要があると町長が認めるものについてはこの限りでないということがうたってあります。これでいきますと、現在、消防職員はこの４月から誰ひとり入っておりません。

さきにも言いました、ただし、町長が認めるものであれば消防職員でなくても入れるということが、そのようにとればとることができるんですが、現実はそうであります。消防職員は誰ひとり入っておりません。

そうすれば、家賃は先ほど言いましたが、妻帯者用が３万５，０００円、単身用が３万円であります。

そして、第５条に、住宅監理員は総務課長、住宅管理人は益田六日市分遣所、柿木の分遣所所長が管理人になると。所長が入居していない場合は、入居職員のうち上席のものとするということがうたってあります。この住宅管理人は、監理員の、いわゆる総務課長の指示を受けて修繕すべき箇所等、入居者等の連絡の事務を行うというものがうたってありますが、これ果たして今の状況がこの条例に合っているのかどうか、これはほんとに疑問でありますし、町民の方も納得できないところと思います。

なぜ私がこのことを質問をしようかと思ったことは、３月議会で２番議員がこの質問をされました。現在の町営住宅に入っているけど、家賃が３倍以上になったので、もう出ざるを得ないということで、家賃が高いんじゃないかという質問をされました。それに対して、夫婦の所得を算

定するので、これはもう国の基準でもあり、やむを得んということを言われました。

また、これはほんと少数な意見なんですが、家業を継ぐために広島から帰られて、そして今、このたび結婚して、広島からお嫁さんをもらったのに、住むところがないということで、結局益田にアパートを借りまして、六日市に今通われております。そういう方もおられますし、ほんとにＩターン・Ｕターンの方で吉賀町に定住したいけど住むところがないと、ほんとに苦労されております。また、３月時期になりますと、吉賀町に異動なり単身で来たいけど、住むところがないので仕方なく益田の自宅から通勤をされるという方がたくさんおられます。

こういう住宅事情がある中で、こうやって消防官舎というのが建てられておりながら、誰ひとり消防職員が入らずに、しかも８室のうち６室がいわゆる公務員であります。あと２室は一般の方であります。

済みません、ちょっと後先になりますが、私は、現在入居されている方の批判はするつもりはありません。当然な、正当な手続をされて入居されておられますので、入居されている方についての批判はしませんが、ただ、町の対応を、非常に町民から見て納得ができない対応ではないかということでこの質問をしております。

済みませんが、町長の今の現状についてのコメントは通告をしておりませんのでお聞きしませんが、非常に不透明であります。もし消防官舎でありながらこういうふうに一般の方を入れるんであれば、当然ながら町民から入居の公募をし、そして希望者が多いんであれば、ほかの公営住宅と同じように、抽せんで決めるべきであります。それを全くせずに、４月にいきなり６室が公務員、そして２室が民間、一般の方、これはどう考えても納得できません。

私は、これはほんとに、第一、消防官舎は一般のものでも入れるということは、町民は１００％誰も知りません。消防官舎なので消防の人以外の人は入れないという認識を持っておられます。

私は、大変批判をして申しわけないんですが、これは考えようによると、公務員のために部屋をあけておいたんではないかと、確保しておいたのではないかと。何かあるときに、すぐにあそこに部屋があるので入れると、そういう状況をつくられていたのではないかと疑われてもしようがないと思います。堂々と公募をして、抽せんで入れなければならないのを、優先をして入れると。そういうやり方はほんとに町民に対して私は不公平だと思います。

この一般質問の様子を見まして、恐らく町民の皆さんも納得がいかないという方が出ると思います。私は、この消防官舎を公営住宅として買い取りといいましょうか、管轄を総務課から税務住民課に移し、公営住宅として私は広く町民の皆さんから公募するべきだと思います。

これは過去の例もあります。グレースマンションは、実は道路公団の職員官舎でありました。それが現在は町管理のグレースマンション、また、溝上に定住促進住宅というのが２棟あります

が、実は、これは島根県警の官舎でありました。一時は島根県警の警察官と地元の住民とが一緒に同居する時期もありましたが、警察のほうは非常に嫌がっておりましたか、そういう時期もありましたが、現在はもう完全なる定住促進住宅になっております。

この消防官舎はこういうふうに公営住宅にして、いわゆる一般に広く知ってもらって、公募をすべきだと思います。そして、多い場合は抽せんで入ってもらうと。それが当たり前だと思います。消防官舎でありながら消防職員が一人も入ってないのに、公務員、一般の方が抽せんもなしに、公募もなしにいつの間にか入っておられる。これはどう見ても不自然であります。

ちょっと前後いたしますが、教育長にお聞きします。教員の方が２名、現在入居されておりますが、昨年も２人入っておられましたが、実は、１人の方は、あそこに泊まるのは月に１日ぐらいだけで、あとは益田の自宅からほとんど通われておりました。でも、１日か２日ぐらいはたしか泊まっておられたと思います。そういう状況でありました。これも、教員の方が入って悪いというわけではなくて、教員の方を批判するわけではありません。町内には教員住宅があると思うんですが、この消防官舎に２名入られているということは、教員住宅がいっぱいなんでしょうか。現在の町の教員住宅の現状について、何戸あるのかとか、あるいは何ぼぐらい部屋が余っているのかとか、あるいは教員の方が教員住宅を入らない理由として、老朽化とかトイレが水洗でないとか、いろんな事情があると思うんですが、その理由を把握していれば、関連ということで教育長にお伺いします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　おはようございます。それでは、桜下議員の御質問にお答えしたいと思います。

圧倒されまして、ちょっと、今の消防宿舎につきましては、これにつきましては、いわゆる広域消防署職員のための宿舎で、ああして条例制定をして、当時建設してきたものでございます。そうした中、今までの消防職員につきましては、片道５キロ以内でないと通勤できないということで、それ以上は宿舎に入りなさいということになっておりました。これが、いわゆる宿舎もない、また自宅から通えないという方のために平成１２年に建てて供用開始したということで、持ち物は町のもので、広域消防の職員のためにつくったというものでございます。

その後、やはり消防職員としてもなかなか厳しい状況がありますので、求人難という部分もありましたりして、そういったよそでも緩和されておるんだから、交通事情もよくなったんだから、やはりそういった部分を緩和してほしいという広域消防本部の要請もありましたし、それで平成１６年度からその制限、５キロから１５キロまでという制限はなくなったわけでございます。いわゆる緩和しながら、２０年から距離の撤廃が行われたということでございます。

そうした中で、やはりその寮も空き部屋が出るような状況がございましたし、あいている部屋

をまたそのままあいたままで置くよりは、民間の方にでも使わせていただければ、その分だけ幾らかでも町の収入になるということで、当時の条例を一部改正させていただいて今に至っているわけでございますけれど、当時の議事録を見ますと、やはりそうした提案の中で、そのことについてもいろいろ議員の御批判等もございましたけれど、やはりあいているところには入れてお金をいただくほうが有効活用できるんじゃなかろうかというようなことで、今日来ておるわけでございますけれど、家賃につきましても、住宅を建設する際に国庫補助金を活用して建築すると家賃については公営住宅等の規制があるということでございますし、それ以外の住宅につきましては条例等で規定された金額、今の新宮寮につきましては世帯用が３万５，０００円、単身用が３万円となっております。

議員が言われますように、入居者につきましては、今教員と職員で６室を占めておるというのが現状でございます。教員につきましては、教員住宅を優先しておりますけれど、以前、県のほうから教員の住宅手当というのが町の教員住宅に入っている場合はそういった部分が制限されたもので、いわゆる民間のほうが水洗とかそういった条件がいいからということで、一時教員住宅を敬遠されることもありました。そうした中で、古いのを解体しながら新しい住宅をというようなことで、解体したりしたので、住宅そのものは数が減っておるので、なかなか厳しい状況になっておるんじゃないかというふうに思っておりますけれど、教員につきましては教員住宅を優先して、町の職員につきましては町営住宅を優先して入居をしてきたところでございます。

今回、町職員につきましては、地元の方であると地元なり、また近くで知り合いのうちの借りてというようなことがありますけど、今回、今までになくちょっと人数の採用が多かったことと、町外の、県外、そういった、同じ県内でも遠くからこちらのほうへ就職されたということがございますので、町営住宅を応募したわけですけれど、こうして入れなかった方が今入っておられるということでございます。

また、たまたま今まで非番の消防職員の待機制度があったわけでございます。これにつきましては、広域の議会でもいろいろ質問があって、私どもとすれば、やはり待機職員、何かあったときに職員が近くにいない、益田から通勤しておられるような状況であれば、非番待機というのはぜひ残してほしいということできたわけでございますけれど、やはりそういった世間の事情によりまして、よそでやっていないことを益田広域消防に強いるのはどうかというようなことで、この春から非番待機がなくなったということで、今の住宅から退去されたということ、それで町営住宅に入れなかった、公営住宅に入れなかった方がたまたま今あいておりますし、やはりこちらに住んでいただかなきゃならないということで、そういった６名の方が新宮寮に入っておるということでございます。

やはり緊急避難的にこうして入らせていただくわけでございますので、議員がおっしゃいます

ように、全て公募にやった場合、吉賀町にぜひ来ていただきたい方でも住居がないというような状況も出ますので、ある程度は融通のきくような状況はつくらせていただくのが私どもの立場からすればいいわけでございますので、ただ、議員がおっしゃいますように、現実と条例規則がそぐわない部分がございますので、これにつきましては早急に、条例のほうがおくれているわけでございまして、このほうを改正させていただいて、御理解がいただけるようにはしたいというふうに思っておりますけれど、先ほど申し上げましたように、緊急避難的にも、入るところがなきゃ困る部分がありますので、そこのところは幾らか私どもに融通のきくようなことにさせていただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永　友行君）　青木教育長。

○教育長（青木　一富君）　それでは、桜下議員の、消防宿舎新宮寮についての関連質問で、教員住宅の状況はどうでしょうかという御質問にお答えいたします。

町内に５カ所建設してあります。蔵木に２戸、六日市に４戸、沢田に４戸、朝倉に１戸、そして柿木に１０戸です。合計２１世帯の教員住宅がございまして、現在、２０世帯が入居されておられます。

１つの今あいているところという理由が、ことしの３月末に仮予約をされておられました方が、実は今回異動でこちらへ来られる予定だったんですけど、自分の勤務地と、あいているのは柿木なんですが、自分の勤務地と柿木との距離があんまりにあり過ぎるために、また別なほうへ一般住宅をお求めになりました関係で、柿木が１部屋、１世帯分あいております。ほぼ満室状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永　友行君）　４番、桜下議員。

○議員（４番　桜下　善博君）　済みません。冷静にやります。先ほど町長が言われましたが、やはりこれ町民の感情から言えば、町消防官舎でありながら消防職員が入らないのであるという現実を踏まえて、やはり私は、公営住宅として、そしてこの住宅を広く一般に、町民の皆さんにお知らせして、もし空き室が出れば、公募して、そして多数であれば抽せんで入ってもらうと、それが普通の私は、町長がいうこともわかりますが、町民の皆さんからしてみたら、それが私は普通というのがちょっと適正かどうかわかりませんが、町民の皆さんの考えだと思います。

今は８室全部埋まっておりますから、先ほどの冒頭言いましたように、今入っておられる方の批判もしませんし、また出てくれということも全く申しませんが、もし今後空き室が出た場合は、そういうふうに、きょうも、けさもどこか住宅がなかろうかという問い合わせもありましたが、それが現在の吉賀町の住宅事情であります。ほんとに困っている方がおられまして、定住定住といいながら、家がないために益田にかわられて、益田から通勤されてくる方、益田に住民票を移

す方もおられます。そういう現状もありますので、こうやって空き室が出ればぜひ公募して、町民の皆さんに広く抽せんでもして、入ってもらうということをほんとに検討してもらいたいと思います。ちょっとの関連になりますが、恐らく吉賀高校の教員住宅も、あれ多分相当あいていると思います。これは県の管理ということで、また恐らく教育長も、これは県の管理なんでどうこうできないという答弁がありますので、答弁は結構ですが、これを、相当部屋があいていると思いますので、これも有効に町民が使えるように、やはり県と協議をしてもらいたいと思います。

以上、新宮寮の件に関しまして、ぜひ公営住宅として検討してもらいたいということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永　友行君）　以上で、７番目の通告者、４番、桜下議員の質問は終わりました。

………………………………………………………………………………

○議長（安永　友行君）　ここで１０分間休憩します。

午前９時45分休憩

………………………………………………………………………………

午前９時55分再開

○議長（安永　友行君）　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

８番目の通告者、３番、三浦議員の発言を許します。３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明君）　それでは、通告書に基づきまして、このたび２点、町長に質問いたします。公共施設の整備改修、もう一点、農業継続の解決策ということで質問したいと思います。

それでは、第１点目の公共施設の整備改修という題目で質問したいと思いますが、この近年、学校等特にそうですけど、新築、耐震工事等、いろいろなされているわけですが、他の施設といいますのは、スポーツ公園、真田グラウンドも昨年開設しまして、あと体育館その他もろもろ公民館、集会所等々、町の管理である公共施設がかなりの数があると思います。

その中で、建築年もかなりたちまして老朽化が問題になる、また耐震基準は伴っていないと、そういった問題もいろいろ抱えているんじゃないかと思います。その１つの問題のところで、町民の方からも、昨年からもいろいろ意見・要望等もあったわけなんですが、まず、集会所に目を置きまして、ちょっと調べてみますと、吉賀町の集会所が５４戸あります。その中の施設のトイレです。トイレの関係で、水洗トイレになっているか、簡易水洗であるか、また旧式のくみ取り式であるか、そういったところにちょっと目を向けまして見てみますと、数字的に言えば、５４戸のうちに水洗トイレが１７件、くみ取り式が９件と、あとは簡易水洗となっております。

問題なのがこの旧式トイレ、くみ取りのトイレでありまして、私も再々といいますか、町民の方からも聞いているわけなんですけど、やはりこういった施設は、前議員からもいろいろ防災の

関係とかもありましたけど、災害時には避難等にもなります。また、年間を通じていろいろふれあいサロン等々、いろいろ地区の方の会合等をされています。

その中で、地元の方だけが使うだけじゃなしに、やはり他県からも来られて、そういった会合なりイベントなりやられているところもあると思いますが、他県から来られた方は特に、都会とは限りませんけど、やはり１００％水洗トイレとは言えないかもしれませんが、やはり今の時代ですから、やっぱり環境衛生に対しても敏感なところがあると思います。

一例として、昨年実際あったらしいですけど、会合の中で他県から来られまして、そこの集会所のトイレは旧式トイレ、くみ取り式です。そこで、その他県の方が来られて、今まで通常清潔といいますか、そういったトイレになれているところが、この田舎に来て旧式トイレであった。イメージが違うところもありまして、近所の民家のトイレを借りて用を足したとか、そういった事例も幾つかあるみたいです。

いうところで、先ほど数字的なことも言いましたけど、これ企画課の担当になると思います。企画課には聞きましても、いろいろそういう対策も考えてはいるみたいですけど、先ほど言いました他県から来ても嫌がられると、不潔であると、そういったことも意見もあります。そうすると、その地域だけじゃなしに、この吉賀町もイメージダウンになると思いますので、担当課としても、町としてもイメージダウンにならないような、これからそういった施設、耐震構造等々も含めてですけど、特にこういった身近な、人が集まる場所においては、特にトイレは清潔にしておくと。そのためにはやはりそういった水洗トイレの整備はまず必要だと思われます。

ということで、今後の――担当課はもちろんですけど、そういった施設に対して、改修の計画はあるのか、お聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　それでは、三浦議員の御質問の最初でございます公共施設の整備改修についてといでございます。

ああして、自然を求めてＩターンの方々の中には、電気、ガス、水道、そういったところのない家を求めて移り住む方もいらっしゃいますけれど、ほとんどの方が下水、そういったものは、水道、ガス、そういったものが設備されたところが、特に浄化槽が設置された施設を求められる方がほとんどであろうというように思っております。そうした中、公共施設等の総合管理計画を策定しておりまして、建設年次等、耐用年数等によりまして今後の修繕費用を盛り込む予定にしておるところでございます。建築年次と耐用年数からの推計ですので、個別の施設の正確な改修費ということとはなりませんけれど、今後、中長期的な修繕計画の参考になるというように考えておりますので、個別の施設の修繕につきましては、利用頻度や危険度、緊急度を考慮して、順次改修をしていくということになります。

とりわけ、集会所、今お話に出ましたように集会所につきましては、議員がおっしゃいましたように、現在、全町で５４カ所集会所がありますけれど、水洗化、浄化槽、下水道を使っているのが１７カ所、旧来のくみ取り式が３７カ所という状況になっております。トイレの改修につきましては、地区からの要望が多く寄せられておりますのも現実でございます。平成２３年度に一斉に調査を行った上で改修を続けておるわけでございますけれど、改修の内容につきましては地区からの要望が上がった内容にほぼ沿ってやらせていただきました。地域から簡易水洗方式の腰かけ便座の改修２２カ所、簡易水洗便所でない腰かけ便座の改修が６カ所行われております。水洗化済みの和式の便座を洋式便座と改修したものが６カ所、なお、改修は必要なしとするところが１８カ所ございますので、残りの約半数近いものが改修しなくてもいいというような地域の御意見であるようでございます。

既に腰かけ便座等が整備されているものも含まれておりますけれど、集会所につきましてはほぼ地区の要望によりまして整備させていただいておりますので、財政が許す状況の中で年度年度によって戸数は違うかと思いますけれど、改修していく。また、今ああして七日市地区が下水道が完備しておりまして、学校等への下水道への接続といったようなことで、大変経費が伴う部分が多ゆうございますので、一遍ということにはなりませんけれど、順次住民の皆様方から、地域の皆様方からの御要望には応えていく考え方でございます。

○議長（安永　友行君）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明君）　逐次いろいろ意見をとりながらやるということで、今年度も計画的にやってもらいたいところですが、地域の方がそういった修繕工事をしなくていいという意見もあると思いますが、それはそれでいいんだろうとは思います。ただ、町のイメージとして、地域の方がいいと言われても、そういったイメージ的なことを考えますと、町のほうが積極的に修繕されたほうがいいんじゃないかと思いますが。やはりそういった声があるところは、再度、担当課もその地域からのまた意見も聞きながら、早急な今年度の予算に含める等々で、しっかり対応していただきたいと思います。

今、集会所のことで伺いましたが、ほかにも先ほど言いましたスポーツ公園等、ここの町民体育館のトイレに関しても、ちょっとこれはどうかなというところもあります。まず、町民体育館で言えば、ここは、これも年間を通しましていろいろ行事等やられます。先ほど言いますとおり、人の集まる場所であります。通常の、何十人等のお客さんが、参加者等、の場合は、今の現状のトイレで使用も可能かと思われますけど、イベント的な、何百人、千人単位、そういった方が入られた場合、今の町民体育館のトイレ数、これでは、実際に聞いているわけですけど、なかなか対応できないと、そういった声も何回か私も聞いています。そういった行事も年間を通してこれからも当然あるわけですから、そういったトイレの数をふやすと、拡張すると、そういったこと

も今から、今後考えられているのかということと、もう一つ、立戸のスポーツ公園で、これは昨年の７月に野球教室ですか、元プロ野球選手が３人来られまして、こちらのスポーツ団とかそういった方と野球教室の企画を三日間やったと思うんですけど、その中には、これも保護者の方も当然そういった場に参加されます。実際あった声なんですけど、あのスポーツ公園も旧式トイレで、ああやって他県からの元プロ野球選手等々来られたときに、ちょっとこれじゃ吉賀町としても恥ずかしいんじゃないかと。あと、それに接する担当課の人間もそうですけど、保護者の方もそうですけど、ちょっと不衛生でもあり、恥ずかしいんじゃないかと。吉賀町のイメージダウンにつながるんじゃないかと、そういった声もあります。

主にほかの施設をいろいろ言えば切りがないと思いますけど、スポーツ公園でも今テニスコートもああやって立派なものができましたし、今からまだまだ使用する頻度もあると思います。もちろん、昨年の真田グラウンド、今みらいですか、その施設もああやって新設されましたけど、そういったトイレの拡張等、きれいなものでないと、他県から来て、あそこはこうだった、ああだった、不潔ですよみたいなイメージをもらって帰るのも、次の参加にしても人数的にも変わる面もありますし、まずイメージ的に変わってきますんで、その辺のことも含めて、まず町民体育館と今のスポーツ公園です。そこら辺を町長がどう考えておられるかお聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　議員、今スポーツ公園と町民体育館に絞っての御質問でございますけれど、町民体育館につきましては、担当いたします教育委員会のほうから、既に設計等をやられて、こうしたことにしたいというのは上がってきたわけでございますけれど、見ますと、内容的に今あります、出初め式等で来賓の方がおいでになる会議室がございます。それと、イベント等での出演される方の控室的なもの、あそこをトイレにしたいということを言ってこられましたので、やはり出初め式等来賓がある上側にトイレというのはいかがなものかということで、今倉庫等があるほうへ検討できないかということ、今のトイレを増設するような形でということで差し戻したんですけれど、耐力壁等の関係でなかなか難しいということでございました。

しかしながら、町とすれば、今の控室等をトイレというのはいかがなものかという。聞きますと、夢・花マラソンのときのトイレが非常に困るということで、今ならば年に１度、それと、秋のきん祭みん祭農業文化祭、こういったときに大変困られる状況であろうということなので、できたら別のところ、いわゆる消防署の後ろでもいいですし、施設内で体育館の外側にもそういったイベントのときのためにつくるほうがよろしいんじゃなかろうかということが今ちょっと検討をもう一回、再検討させておるのが現実でございます。

また、議員がおっしゃいましたスポーツ公園につきましては、確かに野球教室のときに私も行って、非常に時代おくれといったらなんですけど、清潔感がないトイレでございます。これにつ

きましては建設時、下水が設置されていなかったというようなことで、谷水をとって水洗というか、簡易水洗のようなことでやっておりますので、今、水をあそこまで引き上げて、そしてスポーツ公園、建物まで引っ張ればどのぐらいの経費がいるかということも、今担当しております教育委員会のほうでも試算してほしいということは言ってございます。非常によそからおいでになる部分でございますので、議員おっしゃいますように、そうした町のイメージを損ねることがないようにしていかなきゃならないというように考えておりますが、早急に行わなければならないわけでございますけれど、担当の所管しているところで今検討をさせていただいておりますので、早急にそういったところは改善していく必要があるというように考えております。

○議長（安永　友行君）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明君）　ぜひ改善して、早急な改善をしていただきたいと思いますが、町長が言われたとおり、これはトイレといえども町のイメージを損ないますので、今から彫刻の道等いろいろ計画もあるようですけど、そこに旧式トイレという話になりますと、県外から来られた方もがっくりしますので、そういったことも含めて、これはまず今年度の予算でということで、ぜひ組んでやっていただきたいと思います。

それでは、次の２点目の、農業継続の解決策ということで質問したいと思います。

これは、前議員からもありました農業継続といいまして、後継者、こういったことも含めてのことなんですけど、当然、こういった題目を並べますと皆さんお感じのことと思います。現在、高齢化に伴い、耕作放棄地が予想のとおりふえております。このまま放置していけば、当然ながら数年後には農業は衰退、そして同時に、その地域、この町の活気まで失われてきますと。しかしながら、やはりこの今現在、町内を見ましても耕作放棄地がどんどん目についてきています。これは、今出たわけでもなし、もともと１０年、２０年前より予想されたことであります。

将来、こういった農業継続、後継者の問題も含めまして、行政のほうでも、前日もありましたけれど、人、農地プランとかそういった助成、補助金等々の事業も備えて、農業者に対していろいろ協力されているところもあると思います。しかしながら、やはり今のそういった１つはベース的なところもあると思うんですけど、今までのこういった農業者に対して、こういった補助金がありますよと、こういった助成もありますと、そういったことは大事なことなんですけど、これだけ、今まざまざと耕作放棄地を見ますと、もう来年もまた目に見えて、どんどんそういった耕作放棄地が面積がふえてきます。そういったことを解決するためには行政、そして農業者との一致した連携、そして迅速な対策と、そういったことが必要と思われます。と思われますといいますけども、おのずともうわかったことです。

今現在、耕作放棄地もこうやってふえているわけですけど、吉賀町内でも農業者が、若い方も含め立ち上がろうとしている農業団体の方もおられます。そういったところに行政としてもしっ

かりと農業者に対して話し合い等々、いろいろ指導等、補助的なこと、そういった協力をするのは当然なんですけど、ただ、今の現状、それだけではなかなかまだまだ、これからの農業に対して解決策とは言えないと思います。今言った営農組合的な団体もおりますけど、結局は高齢者が多くて、そして高齢者の方がそういった農業ができないと。それじゃ若い子に担ってもらうと、そういった形と思います。しかし、若い子がこの町にはそんなにおりません。もし今Ｕ・Ｉターン等々の対策をとられているわけですが、ただ、今そういったスタンスといいますか、そういった対策はとられておりますけど、なかなかそれに思ったようなこれからの農業に対して、そういった土地に対しても、思ったような対策はとっているんだけど、思うほど進んでいないと、そういったことも言えるんではないかと思います。

企業誘致の中で、共和ゴムさんですか、今度トマト栽培をすると。そういったことも大歓迎なことでもありますし、今、先ほど言いましたこの吉賀町内にしても、何軒かのそういった農業者が今から頑張ろう、もうかる農業をしようと、そういった方もおられますので、やはりこういったそういう団体の意思とか意見も含めながら、それを、そういった機運を高めるといいますか、それに行政のほうも、今以上に補助金等々の話も含めながら、とにかく一致した意見で実践していくのが大事と思います。

ちょっと反感を買うかもしれませんけど、ただ、今いろいろな補助金制度がありますけど、あってもやはり農業を実際やりたい人にしても、なかなかそこまで補助金としても農業者に対してはなかなか面倒くさいとか難しい点もあると思います。そういったこともやはり行政のほうから親切な対応といいますか、農業者に対しても提案していくと、そういった担当者と行政と農業者の間の中で、綿密といいますか、そういった話し合いの場を持つ、またいろいろな研修とかそういった企画もやると、そういったことをやっていかないと、やっぱりこれから１０年先を見ますと、今のペースではなかなか思っているような農業改革はできないということが予想されます。

ということで、行政の方もしっかりやられているところもあるとは思いますけど、官民一体ということで、今以上に綿密にいろいろな話し合い、また、そしてそれを実践していくということをしないと、やっぱりこれから５年、１０年にしてもなかなか農業も伸びないんじゃないかと。企業誘致も当然、工場等々も、もうこれから先は見込まれません。そうすると、この地域力を生かして、農業をまた継続していくと、復活させていくと、そういったことが大事だと思いますので、ということで、町長も今現状も大体のところは御存じと思いますけど、その農業に対してですけど、町長の吉賀町として農業というものをどういう視線で見ているか、どういう思いでいるか、そういうところをお聞きします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　三浦議員の２つ目の質問でございます農業継続の解決策ということで、

非常に難しい問題だというように思っております。これも随分前から言われていることでございますけれど、なかなかこれといった特効薬がないというのが現実でございます。議員がおっしゃいますように、耕作放棄地がふえている原因の１つに担い手不足が上げられるわけでございます。

現在、吉賀町におきましては、新規就農希望者やＵ・Ｉターン者への就農支援策といたしまして、国・県の事業を積極的に取り入れているところでございます。また、町単独の施設整備助成なども行っておりまして、これまでの新規就農関係の状況を申し上げますと、定住財団の産業体験事業を受けた方が町で把握しているものが４６名、国の青年就農給付金を受けてある方が７名、県の半農半Ｘ支援事業を活用してやられる方が１４名おられるところでございます。

現状からすれば、今後ますます農地を維持することが困難になるという考え方が、議員がおっしゃるとおりで、そういったことが想定されます。少しでも農地が維持できるように、新たな施策も検討しながら、新規就農者への確保、また、中核的農家、組織の育成など、今後も引き続き地域の担い手の確保に進めてまいろうというふうに考えておるところでございます。まして、農業をされる方が今町と商工会とが進めておりますよしか立志塾のほうへ入って、ああしてＩターンの方もいらっしゃいます、Ｕターンで今回入られて、そういった場でいろんな人の意見を聞きながら農業に役立てたいという方も出ておられまして、そういったところには新たな光明が見えるなというように思っております。

そうした中で、今まで何度も申してきておりますけど、吉賀町につきましては、ああして津和野藩の台所をとらせると、米倉ということで水稲となかなか離れられないわけでございますけれど、やはりそれを畑にすれば、畑地化にするためには、今度は、水田の場合は水を引っ張ってきて１カ所から入れて１カ所から流してしたんですけど、畑作ということになれば散水施設等が必要になる。かんがい等が必要になってくるということで、そういった施設にまたお金がかかるんじゃなかろうかというんで、これまでにないような問題も出てきておりますので、そういった施設に対する助成といったものも必要になってくると思いますし、ああして中古のハウスにつきましては、県も町も、導入されればそれに対して助成をするということになっております。なかなか中古のハウスもあきがないわけでございますけれど、そうしたものを確保しながらやってきております。

そうした中で、技術指導というのは当然必要ではございますけれど、県の農業改良普及員というのが今はもう益田にほとんど常駐ということで、技術指導ができない。農業公社におきまして、いわゆる栽培指導という形で１人おりますけれど、またそこで職員が１人やめておられますので、非常になかなか農家のほうまで出ていくのが、回数が減っておるというようなことでございます。

また、町職員につきましてもいろんな事務的な仕事が非常に多ゆうございまして、農家のほうからは産業課のほうからなかなか農家のほうへ出向いてもらえないというようなこともあります。

そういった基本は、やはり農家と直接職員が接しながら、どういったことが望まれておるのか、どういったことが今後進めたらいいのかということは、やはりそういった接点の中から生まれてくるというふうに思っておりますので、そういったコミュニケーションを農家の方、行政の方、そして団体、農業公社のなり農協なり、そういったところとコミュニケーションをとりながら、そういった吉賀町の農業の今後を担っていくためには、探っていかなければならないことであろうというふうに思っていますので、冒頭申し上げましたように、これといった特別な対策といいますか、特効薬はございませんけれど、地道に対処していく以外にないのであろうというふうに思っております。

○議長（安永　友行君）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明君）　町長も言われましたが、行政とまた農業者とのそういった接し方、そういったことも特に今から大事になると思います。農業農業といいますけど、農業だけじゃなくしてほかの業種もそうですけど、いざ農業をやるとなるとすごく大変なことです。その中でも――何回もいいますけど、例が悪いかもしれませんけど、長野県の川上村にしてもそうですけど、あそこはレタスではありますけど、かなり所得を上げておられます。そのかわり必死で、米作と野菜とは違いますけど、全然そういった人の動き方も違いますし、やはり必死さも違うところもあります。行政との対応も当然違ってきます。しかしながら、農業も大変ではありますけど、やればこれは飯食っていけます。しっかりやっていけば。もうそれは確実とまでは言いませんけど、そういったある程度の見込みもあると思いますので、やはりこの吉賀町においてもそういった耕作地がどんどんありますので、行政のほうとしても米も当然大事と思いますけど、野菜にも目を向けて、一致団結した協力体制をつくってぜひいってもらいたいと思います。

最後にということで、町長にまとめて質問したいと思いますけど、トイレのことも言いましたし、農業のことも含めまして、まず、再度、今トイレ改修に対して、今年度の予算から、再確認として、今年度予算からやるということと、農業に対しても、今以上の行政と農業者の接した連携でやると。そういった場合に、農業に対してもそういった力を今から注いでいくという町長の気持ちをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　自治体によっては、公衆トイレを立派なのをつくって、これを売り物にしておるというような自治体もございますので、よそからおいでになる方々に対して不快な思いをさせないためには、多くの方が使用されるトイレについてはきちんとしていくという考え方でございます。

ただ、今年度につきましてはまだ、先ほど申し上げましたように、町民体育館、またスポーツ公園につきましては検討をするようにということで、まずスポーツ公園につきましては水道を引

っ張ってこなければ、今まで谷水ということで非常に水が確保できない部分がありますので、水道を引っ張ればどのぐらいか、また下水の配管を引っ張れば今の施設までどのぐらいかというまず見積もりをとっていただかないと、膨大な金額であれば、やはりそれなりに当初予算で盛り込まなければ補正ということにはなりません。そういった意味で、まずはどのぐらいの金額になるかというまず見積もりをとっていただく。そして、町民体育館の部分については、どの位置でどの程度のものをというようなことを今言っておりますので、これにつきましても、金額がそうでなければ来年の夢・花マラソンまでには間に合わせていく必要があろうかというように思っておりますけれど、まだ予算化はしてございませんので、これ等につきましては補正で対応していきたいというように思っております。

また、農業につきましては、やはりどうしても米ということでございますので、食味のいいものはやはり有利販売をすることを考えていく。また、食味が悪いとか等級の悪いものにつきましては、加工を進めていく必要があるんではなかろうかと。先般農業公社のほうへ行きますと、非常に小袋で、いわゆるシリアルというんですか、若い女性が今つくっておられました。これをたまたま中国新聞に掲載されたということで、注文がひっきりなしに入っているということでやっておられましたので、ああして、うまいぐあいにマスコミ等に取り上げられれば、そういった状況も出てきますし、そのシリアル関係につきましては、カルビーの社長がおっしゃいますには、２兆円産業だと言っておられます。米、パン、それに続く朝食等で――米、パンに続くものだということで、と言っておりますので、カルビーにはとても追いつくことはできませんけれど、こういった小さいところでやはりそういったすき間を埋めていけば相当な事業になるんじゃなかろうかということで、そういったいろんな分野での頑張っておる方は支援していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永　友行君）　３番、三浦議員。

○議員（３番　三浦　浩明君）　私もちょっと１つ言うのを忘れていました。今の町長が言われました加工品、農業をすれば加工品につながっていくと。そういった産業をふやしていくと。それがやはり今のちょっと観光等といろいろな動きにも連動して生じてきます。やはりそういったところを民間と話しながら、どんどん行政のほうからも、町長からも提案をいただき、この町を活気づいたものしてもらいたいと思います。

いうことで、一般質問を終わります。

○議長（安永　友行君）　以上で、８番目の通告者、３番、三浦議員の質問が終わりました。

･･･

○議長（安永　友行君）　ちょっと早いんですが、この後の質問者との持ち時間の調整もございますので、１０分間休憩します。

午前10時34分休憩

………………………………………………………………………………

午前10時49分再開

○議長（安永　友行君）　１１番議員については、ちょっと所在が確認できません。ですが、このままだらだらと延ばすわけにいきませんので、後刻、注意なりはしますけど、再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

９番目の通告者、１０番、庭田議員の一般質問、発言を許します。１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　２点通告してありますので、順次質問させていただきます。

吉賀町の総合戦略、人口ビジョンによりますと、７２年に4，４３７人を目標としているということなんですけど、これはかなり頑張らないと達成できない目標ではないかと思っております。そこで、今、Ｕ・Ｉターンあるいは定住ということを考えますと、まず、職も大切ですけど、必須として教育、そして食ということが今大変移住される方とか定住される若者にとっては、非常に重要な要素となっております。そこで、１番目に学校給食について、２つ目は学校統合についてお聞きしたいと思います。

先般の議会でもちょっと統計をとって、引用して質問をいたしたわけでありますけど、このたび、食育推進計画、後期の食育推進計画が出されております。その中で、吉賀町の小中学校の朝食の内容を見ますと、これはさきの先般の一般質問でも申し上げましたが、保育園、小学校、中学校の朝食の内容は、たんぱく質は5割に満たない状況でありまして、野菜に至りましては3割弱という、大変食事としては完璧なものではありませんし、ましてや、今からきちっと体力をつける、あるいは知力をつけるという方の、子どもたちの理想の朝食にはほど遠い内容だと思っております。

そこで、やはり学校で提供されます学校給食の内容というのは非常に子どもたちの発育にとっては大事なことになってくるわけであります。当町では、２６年度にこの学校給食の半額の補助を実施いたしました。そして２７年から完全無償化に踏み切っておるわけでありますけど、それがいい悪いは別として、無償化によってその内容が変わるようなことがあっては、決してあってはならないことだと考えております。まずそこら辺のところをお聞きしたいと思います。質の低下につながっていないのかということであります。

それと、物価の変動もあります。十分な予算措置がとられているのかということもお聞きしたいと思います。そして、いろいろな切り干し大根なんかで事故もあったわけですけど、農家の方は、子どもたちに食材を届けるということは１つの生きがいにもなっておるわけですし、これが地域の全体となって子どもを育てるという１つの仕掛けにもなっているわけでありますので、自給率を高める方法をどのように考えておられるのかということ。

それと、２６年までは、この有機米の、子どもたちに食べさせる米は有機米で、１００％町の米が使われておったわけですけど、それの補助が打ち切られております。これをぜひもう一度復活させるべきだと考えておりますが、まずそこら辺のところの町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　学校給食の質問でございますので、本来ならば教育長のほうが妥当かというふうに思いますけれど、指定でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

学校給食、議員がおっしゃいましたように、１年次半額にし、次年度、全額を公費負担としたわけでございます。公費負担を開始した際に、社会的に非常に信用のある方が、給食を無料にしても育ち盛りの子どもに質を落とした給食を出すようなことでは意味がないというようなことを言われたと。非常に私とすれば悪意に満ちて、悲しいことを話されるんだなというように思ったわけでございますけれど、無料にしても品質は何ら劣ることはなく、これまでと同じようなことをやっておるわけでございますので、やはりそういったところまで勘繰らなくても、私どもとすれば、必要なものは必要な予算をつけて対応をしておるところでございます。

町内の調理場に３名の栄養士が交代で１カ月分の献立をつくっております。それをもとに、学校給食会の職員が１週間ごとに食材の注文を行っておりまして、日々の物価に変動されることなく実施しているところでございます。自給率を向上ということでございますけれど、原則、食材につきましては、公益財団法人島根県学校給食会から調達いたしております。主食につきましては、米飯となっておりますので、町内産であり、ほぼ１００％でございます。ほぼといいますのは、間にラーメンなり麺類が、うどんなりが入るから、完全に１００％ではございませんけれど、ほぼ１００％でございます。

野菜につきましては、副食につきましては町内で調達できるものは町内で行っております。その他を給食会から購入しているということでございます。欠品の際には、代替がきくものであれば代替品で行い、困難な場合は町内の商店から購入しているということでございます。

今、農業公社のほうへ、そして地産地消ということで、地元素材を使おうということで、今地元のそういった給食を提供する施設、また農家の中を取り持つための職員を配置しておりまして、行っておりますところが八久呂、また柿木の給食調理場、六日市、七日市の各調理場、そういった地場のものを２７年４月から２８年の３月までで、金額にして２７３万７，６０４円ということで、ほぼ自給率が６７％ということでございます。そうしたことで、可能な限り地元のものを使っておりますし、そういった地元のものを調達できるような体制もつくっておりますので、議員がおっしゃいますことは、私どもは十分にやっているというように理解しているところでございます。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。（発言する者あり）中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　失礼しました。米の補助金は行っているかというのが漏れておりましたので、大変失礼ですけど、県の給食会から購入すれば、その購入金額と町内産米との差額が出てまいります。どうしても町内産のほうが高くなるということで、その差額につきましては、給食費の公費負担を開始してからは必要がないので、それまでは補助金として出しておりましたけれど、公費負担でやるわけでございますので、その差額を見る必要がない、米代を全て見るわけでございますから、そういった補助金は行っていない。米につきましては、一般農家から、高過ぎるのではないかという声も寄せられております。調査をさせたところは、ヘルシー米の約６割高ということになっております。一般の方から見れば、６割高いということでございますけれど、やはりこれを栽培するにはそれなりの手間暇もかけているということもありますので、これは、私はやむを得ない金額であろうというように思っております。

また、そういった中で、給食費が有償時には、米にお金をかけるより副食費にかけてほしいとか、また給食費をその分安くしてほしいというような意見も聞かれたわけでございますけれど、ああして公費負担金にしたことで、そういったものは全て解消されておるというように考えております。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　質が落ちるようなことはしていないという御回答でしたけど、先生方の御意見は少し違うわけでありまして、柿木にしろ六日市にしろ、ここの吉賀町の学校給食はよそから来られた先生方には大変好評でありました。それは、今までのきちっとした有機米なり、今野菜は６７％と言われましたけど、これでしっかりやっているというんであったら、むしろ１００％にするべきであって、そこのところは少し、これでいいのだということはないと思っております。

また、米に対しても、これ試算してみたわけですけど、１食当たりの米の量が、小学校と中学校は違うわけですけど、平均して１００グラムとして、４０円の負担がかかっております。これをほんとに予算の中に組み込んでいて、副食に影響が出ていないかということは、少し疑問に感じるところであります。たしか３月だったと思いますけど、予算が足らないということで、デザートは減らされたとか、そういう声はあるわけですので、町長が言われるように、これで無償化したから全然質が落ちていない、食材はきちっとしているんだということは、少し疑問に感じるところであります。その辺のところはきちっと確認をされたか、お聞きいたします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　自給率は、先ほど申し上げたことでなしに、１００％に近づけろということですが、それはできるだけの努力はしておるわけでございますけれど、給食の中にやはり冬

に吉賀町ではキュウリはとれません。そういった中で、食材として使う場合は、どうしてもよそからできたものを購入せざるを得ない状況が出ております。

また、学校給食会から購入する部分と、物価が急上昇した場合は、こういった部分については値上げをさせてくださいというようなことが来るようでございますので、これまでは給食代に反映しないようなことをされてきたというように思っておりますけれど、そういったようなことが出たり、それまでのほかに、献立を立てた中で、こういった物価変動はあるわけでございますので、そうした中で、予定より高くなったときはほかの部分である程度減らさなきゃならない。そういったことはどこにでもあることなんで、学校給食であるからそれはという、予備費でも組んでおけばいいのかもわかりませんけど、こういう予算制度で行っておるわけでございますので、家庭の会計とは別なものでございますので、やはりあるお金の中からある程度こちらはぜいたくに使おう、ある程度ここについては幾らか質の落ちたものでもということは現場で考えていることでございますので、私どものところで、今言われるように、デザート代がちょっと足らなくなったとかそういったことまでは、私どもは把握する立場にもありませんし、それは、知っておれば一番いいのかもわかりませんけれど、こういったものは現場からの声、それを教育委員会が参酌して、それをまた予算が不足するようであれば私どもとの協議といったものがあるわけでございます。ので、そういったデザート代が不足したということをはあくしているかということでございますけど、とても私は把握できる立場にないということでございます。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　何といいますか、キュウリの話も出ましたけど、そこまで極端なことを言わなくても、柿木の場合は毎月１回、学校給食の有機農業研究会が納めているわけですけど、そこの方と学校が話し合って、野菜の供給を行っております。六日市は主に八久呂がやるんでしょうけど、そういう体制のきちっと確立して、サクラマスプロジェクトも、うたい文句だけじゃなくて、地域と一緒になって子どもたちを育てるという取り組みも必要じゃないかと思っております。このことを町長にお聞きしたのは、予算づけは町長がされるわけですので、そういう観点から町長にお聞きしたわけであります。八久呂に対してどのような指導をされているか、もう一回お願いします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　今のキュウリのように極端なことを言うなということでございますけれど、デザートについても極端なことでございますので、私も極端なことを言わせていただいたわけでございますけれど、やはり物事にはそれなりの考えを持ちながらやっておるわけでございますので、全く行政が行っていないというわけではなしに対応しております。

八久呂にどのような指導をしておるかということでございますけれど、八久呂とすれば、給食

会から献立で、いついつこういったものが必要だということと、給食だけでなしに、ああしてよしかの里とかいろんなところへ納品しておりますので、そういったところと必要なものを農家と連絡をとりながら準備する。その準備ができないものについては、ホウレンソウがない場合は小松菜で代替にするとか、そういったようなことはやっておりますので、私とすりゃ、特段、こうしなさい、ああしなさいと言うよりは、現場のことを知っておられる担当の方が農家と、給食調理場であれば給食調理場、また老人ホームであれば老人ホーム、また社協、また保育園、そういったところと連絡をとりながら納品しておるわけでございますので、私が特段こうしなさいというような指導はいたしておりません。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　これは学校給食とは余り管理栄養士のことは関係ないわけでありますけど、今、食育を行っているという関係で少しお聞きしたいと思います。

食育ということが大変叫ばれておりまして、これは基本法もありますし、命への感謝とか、優しい心等を育むためにも、非常に大切な教育の一環だろうと思っております。そこで、移住の食というものは条件の１つにもなっておるわけですので、きちっと保健師もおられるわけですけど、そうじゃなくて、管理できる管理栄養士を町長部局に配属するという考えが必要なんだろうと思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

それと、学校給食に関しては、栄養士が２名と栄養教諭が１名ということですので、これは栄養教師というのは１７年度から制度化されたものなんですけど、拘束力はなくて、置くことができるという程度のものであります。栄養指導と、それと教鞭に立って授業も教えるということなんですけど、全国に５，３００人配置されておると報道されております。ぜひ、これも食育とかいろんな面で各校に１人の配置をするべきだと思いますけど、お考えをお聞きいたします。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　議員は、いわゆる管理栄養士についての配置でございますけど、ちょっと今の町長部局にということでございますので、ちょっと勘違いもあるんではなかろうかと思いますけれど、栄養指導は学校だけじゃなしにやる必要もありますし、栄養士会からは町長部局に置いてほしいという要望等はございます。しかしながら、今の町長部局でおきましては、保健師がそういった部分を知識的にはカバーできるというようなこともありまして、町長部局には今は置いていないというのが現状でございますし、先ほども申し上げましたけれど、各調理場には県費負担の栄養士が配属されております。これにつきましては、１名が栄養教員、管理栄養士です。と栄養士が２人で、各調理場に３名、こうした栄養教員につきましては１，５００人以上のところには置くことができるということですが、島根県の配慮によりまして、それだけ生徒がいないところではありますけれど、栄養教員として１名が給食調理場を兼ねての配置がいただけておる

ところでございます。

これにつきましても、やはり栄養教育をするということで、教壇に立つには栄養教員の資格が必要だということでやっておりますけれど、栄養教員でなしにそういった食育についてもお話をしなきゃならんということで、栄養教員とその指導を受けるといいますか、そういったことで他の栄養士も教壇に立ちながらそういった栄養の部分について指導をしておるということで、食育につきましても児童生徒に今のいらっしゃる栄養士が携わっているということでございます。

先ほど申し上げましたように、基準以下の自治体、吉賀町にもそういった配置がいただけておると。食育につきましては、給食だけではなしに、やはり生産から消費まで、いろいろな段階で食育ができると。地域でもできるし、保護者の方のＰＴＡ活動でもできるわけでございますので、栄養教員、いわゆる管理栄養士を置かなければ完全にできないものでもないわけでございますので、そういったことは地域の生産者の御協力、またはそういった知識のある方々、古老の、いわゆるいろんな地元の食材を使った料理、そうしたものを地域講師として呼びながら、そういった教育ができるわけでございますので、今のところ、町で管理栄養士を雇ってという考え方は今のところございません。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　考えはないということですので、それはそれとして、食育に限らず、今、保健福祉課がやっていますふれあいサロンなども、やはりきちっとした健康管理をされて、ただ集まって食事をされるだけじゃなくて、専門の管理栄養士がきちっと指導して、医療予防なり介護予防に役立てる。そして、それが結果として保険料の低下につながっていくという仕組みをつくらないと、今もうこれでいいんだというのだったら進歩はないわけでありまして、ここの辺のところはぜひ御検討いただきたいと思っております。──いただきたいと思っておりますじゃなくて、するべきだと考えております。

次に移ります。こうやって吉賀町は２７年度から、以前もそうだったんですけど、学校給食の完全無償化が始まりましたので、保育料の無償化、放課後保育の無償化、子ども等医療費の無償化、小中学校の給食の無償化が始まっております。２７年度の実績は７，７３５万１，０００円だと思いますけど、これはこれとして、総務委員会で学校訪問をしたときに、学校からいろいろな要望が上がりました。例えば、プール等の設備の改修だとか、ＩＣＴの、もう少しふやしてほしいとか、そういう要望が上がりました。学校は、この吉賀町は島根県でも学力が低い地域であります。学校は、まず第１にやることは、学力の向上であります。そのことをまずやるべきではないかと思っております。別に給食の無償化がどうのこうの言うわけでじゃなくて、ここは社会主義の国ではありませんので、所得制限はきちっと設けるべきだと私は考えます。そこら辺のところのお考えもお聞きしたいと思いますし、何より、この無償化というのは子どもさんのためじゃ

なくて親のためであります。ここにも書いてありますように、保育料利用の無償化と放課後保育は移住世帯の呼び込みが目的になっております。子ども医療費と小中の給食費は、ただ無償化と書いてあります。これは保健制度とかいろんな面で遠慮されて、書かだったんだと思いますけど、それはそれとして、子どものために銭を使うというお考えをどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（安永　友行君）　中谷町長。

○町長（中谷　　勝君）　その前に、食育の話でございますけれど、ああして食改の皆様方が食育、いわゆる子どもたちだけではなしに、ああした食生活を改善しようということで活動しておりますし、そういった方の御協力もいただきながらやっておりますので、先ほど議員がおっしゃいましたように、ことさら管理栄養士が、それはいるにこしたことはないかもわかりませんけれど、そういった形で今やっておるわけでございます。それで、そういったかもので不都合が出てくるようであればまた考えなきゃならないことかというように思っておりますけれど、今のところは先ほど申し上げましたように、配置する考えは持っておりません。

また、所得制限を給食費にも設けるべきということでございますけれど、以前、給食の無償化を行ったときに、先ほども言いましたけど、心ない発言をされる方もいらっしゃるわけだし、いろいろあって辞職された議員さんと意見が違ったわけでございますけど、あの方も給食の無償化には反対だと言われておりました。理由というのが、やっぱり食べ物なんだから、子どもがお金を払うということを、給食費を持って学校へ行くのがというお話でございましたけれど、もう既に自動振り落としになっております。口座振替。その当時、現場を知らないで、早く言えば学校給食公費負担、これは親のということで、確かに親の生活が少しでも軽減されればということで持ってきた。これは政策でございます。いろいろ言われますけれど、これは私に対する政策への批判の理由づけじゃないかと私は思っているわけでございますけれど、ああして所得のある人はそれなりに所得税を納めておられます。また、住民税もそれなりに納めておるのに、また給食費で負担を強いる。親の所得で子どもに格差をつける、差別をするというのは私はいかがなものかと。やはり親のことは親のことであっても子どもは平等に、同じような扱いを受けて学校生活を送るのが基本であって、それは考え方は先ほど申しましたように、私は批判に対する理由づけでしかないというようなことを思っております。

今言う、学校でいろんな要望があったようでございますけれど、そういったかものが果たしてそれじゃ教育委員会まで伝わっているのかどうかという部分もございます。いわゆるお客さんが来れば子どもが親父に小遣いをねだったりというようなこともありますので、議会がおいでになったときに言えば、今まで言ってないことでもということもあるかもわかりませんし、ほんとに教育委員会のほうに言って、取り上げてもらえないということがあるのかもわからん。それはや

っぱり教育委員会のほうでもう一回精査してもらわなきゃなりませんけれど、他校との比較をしながら、また財政的な比較をしながら、そうした中で教育委員会か判断されて予算を要求されるわけでございます。そうした中で、私どもとすれば、全体の予算の中で、この部分については今回はという、これはやりましょうというようなことで、子どもに対して決して予算を削っているわけでもないですし、議員がおっしゃいますように、子どもに使う気はない、使ってないような言い方なんで、私どもとすれば、子どもに対してはしっかりやるつもりで行っておりますので、その点は御理解をいただきたいということでございます。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　批判でもなんでもないわけでありますが、そのようにとられたんならそのように仕方のないことでありますが、どっちにしろ吉賀町の子どもたちがほんとに安全で安心な食事をとって健やかに成長していく、そのことを私たち大人は考えていくべきだろうと思っております。

社会全体で子どもを育てるというのも正論であります。そうは申しましても、ユウェリナスという詩人がおります。「パンとサーカス」というローマ帝国の地中海の周辺を膨大な属州を抱えて、搾取した膨大な富は全部ローマに流れたわけであります。権力者は、市民を政治的無関心の状態にとどめるために、パンとサーカス、娯楽を与えたわけであります。その後に残ったものは、ローマ帝国の崩壊、没落であります。無償化がこれにつながるということではないんですけど、全てのものをただにするということはいかがなものかということを申し添えて、この件に関しては質問を終わります。

次に、教育委員会に、学校統合についてお聞きをいたします。

吉賀町の活力ある学校ビジョンづくり２０２０が１０月に結論が出ました。その後に、１月１３日の委員会の議事録であります。この中で、蔵木中学校を速やかに六日市中学校に統合するという結論づけがなされております。内容を見ますと、５人の委員さんが、もう前のめりで、早くやれ早くやれという内容のことが書かれておりますが、唯一、正論を述べられたのは、前の教育次長の坂田次長であります。１０月に出た結論を１月１３日に既に２９年度に蔵木中学校を六日市中学校に統合するという結論に対して、現時点のところで余り検討委員会の答申を超えるようなことをするのはいかがなものかという、これがまさに検討委員会に対する礼儀でもありますし、教育委員会がとらなければいけないルールだと私は思っております。このようなことをしてアリバイづくりとはいいませんけど、先般の全員協議会で説明がありましたように、６月６日の全協で、教育長は、蔵木地区６カ所を回って、６０人の参加を得たという報告がありました。その中で、１０項目ほど住民の方の意見を出しているわけですけど、その中で、いろいろな意見がある中で、統合が前提ではないのかという意見があったということでありました。教育委員会と

して、前の七日市小学校の問題、そしてこうやって学校を統合せざるを得なくなった状況、実情というものをほんとに検証してこういう結論づけたことをしたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

全て住民に説明ができたとか、いろいろなことを着々と進めているわけですけど、この１月１３日の結論と何ら変わりのないことを今やっておられるわけでありまして、私は、統合がいいとか悪いとかいうとるわけじゃなくて、まず大人がする責任があるだろうということをお聞きしたいわけであります。それは、まず教育委員会としてやることは、家庭力を高める、地域力を高める、そして学校力を高める、そのことをまず取り組んでやらなければ、対症療法的に、人口が減ったからそれじゃ子どもたちがかわいそうだからといって学校を集めたら、これは限りなく縮小をしなければならない状態になるわけでありますので、そこら辺のところは、もうちょっと２９年度という頭を切るではなくて、どうして学校を残すかということをまず考えるのが委員会の責任ある態度じゃないかと思いますけど、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永　友行君）　青木教育長。

○教育長（青木　一富君）　それでは、庭田議員の中学校の統廃合についての御質問についてお答えいたします。

この場で改めまして、蔵木、六日市両中学校の統合方針案に対する経過を申し上げます。

まず、議員おっしゃいましたように、昨年１０月に答申がございました。「吉賀町活力ある学校づくりビジョン２０２０」、その中で、吉賀町における学校配置のあるべき姿という基本方針としまして、町内小中学校は拙速な統廃合はするべきではない。ただし、中学校の場合、極小規模による弊害が生じている学校は、個別の検討が必要であるとされております。ここで言う極小規模校とは、蔵木中学校のことでございます。

これを受けまして、教育委員会は、１月１３日の臨時会で、蔵木中学校と六日市中学校を統合する方針というものを出させていただきました。これにつきましては、いろいろと皆様からの御見解をいただいておるところでございますが、これはあくまでも方針でございます。それが、いかにもすぐ蔵木と六日市を統合するんだというふうに皆様に受けとめられてしまったことは、私どもの説明力不足もあったかもしれません。それを補うために、２月に再度、これは方針であるということを確認させていただいております。

我々としましては、地域の核としての性格を有します中学校統合の適否の判断は、我々行政が一方的に行うものではなく、関係者の理解と協力を得て行うことが大切であろうと考えております。この基本方針によりまして、教育委員会は蔵木小学校の保護者及び中学校保護者の皆さんと３回の意見交換会を重ねました。最終的に、保護者の方からは、統合を願うという声をいただいておるところです。

これを受けまして、先ほど議員おっしゃいましたように、我々は蔵木地区６地区の集会所で統合の説明会を開催いたしまして、それに至る経過は、前回の全員協議会でお話をさせていただきました。

学校を残すことを先に考えるべきではないかという御質問でございますが、蔵木中学校の状況は、皆様にも既に幾度となくお話をしているところです。２０２０のビジョンの中でも、極小規模については、個別の検討をする必要がある。いわゆる早急に統合を考えなさいよという提言でございます。我々はその提言をもとにしまして、今回の方針案を出させていただいたところです。

小規模校におきまして統合というものは、そのデメリットを解消する最善の方策であります。なので、現在我々、焦眉の急として何をするかといいますと、まずは、蔵木中学校の子どもたちをより、少しでも多く、友達と交わらせてあげたい。その思いだけで私どもは取り組んでおります。中学校を残すことは大事とは思いますが、現実問題として、それはもうかなり厳しい状況に陥っているのではないかと思っております。

繰り返しになります。私たちは、蔵木中学校の子どもたちに１人でも多くの友達を交わらせてあげたい。そして、中学生らしい暮らしをさせて上げたい。その思いだけで取り組んでおります。

以上です。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　この学校づくりビジョン２０２０の中で、今、教育長が言われたように、極小規模校の中学校は個別検討が必要であるということは明記されております。しかし、それは今言われたように、早急に統合しろということではないわけでありまして、この前後の文章を見ますと、中学校の配置方針も再編を検討すべきではないというのがまず前提として書かれているわけでありますので、少しお考えが違うんじゃないかと思います。

それと、規模を、蔵木中学校の場合は、推計を見ると、もう大変な状況になっているということは理解できるわけでありますけど、教育委員会として、それじゃ、規模を大きくしたらということはないんですけど、統合して生徒の数をふやすとメリットが生まれるというようなことを言われましたけど、それはほんとにそうなのかということをお聞きしたいと思います。

私は、先ほど言いましたように、子どもたちを育てるのは家庭力であり、地域力であり、そして学校の力だと思っております。学校の校長が、今のこのままじゃかわいそうなからというようなことを言うような校長は、みずからの仕事、自分の能力を放棄しているようなものでありまして、言う校長がおるかどうかは別として、しっかりとした対応を３者でとっていくというのがサクラマスの基本じゃないんでしょうか。

○議長（安永　友行君）　青木教育長。

○教育長（青木　一富君）　統合して、そんなにメリットがあるのかという御質問でございます。

現在、六日市中学校の生徒数は３８人です。対しまして、蔵木は現在１０人です。仮に一緒になったとしましても４８人です。極小規模ではございませんが、極小規模からは脱しますけど、小規模であることは間違いございません。なので、小規模校としてのメリットというのはございます。それをいかに子どもたちに与えてやることができるのか、それは私どものやり方にかかってくると思います。

また、家庭力、地域力が学校を育てるということがございました。それは、小学校は確かにそういうことが言えると思います。小学校のあり方につきましては、地域の皆さんの御支援があれば十分に、幾ら極小規模になっても小学校は存続できると私は思っております。ただし、中学校はそうはまいりません。小学校とは教育方針が違いますし、思春期であるという子どもたちの状況を考えますと、地域がそこまで責任を持って子どもたちを育てるかということは、正直申し上げてほぼ不可能ではないかと思っております。そういうふうな思春期の大事なときの、中学生を育てるということは、あくまでも生徒間の交流、生徒の中でいろんな切磋琢磨する環境、そういうものを与えてあげないと１クラス１人、２人の学校では通常の中学生活というふうな楽しみが味わえないのではないかと、そのように思っております。

以上です。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　学校統合に至った経緯というのが、地域が疲弊して学校が維持できなくなったという、地域力の衰退だと思うんですけど、これは全国的に全部少子高齢化で起きている現象でありますけど、町としてこの存続をさせるという強い意思がないと、なかなか地域創生にもなりませんし、ましてや、こんな小さな町が末端から末端から寂れていくようなことでは、何のための地方創生かということになるわけであります。定住対策をしっかりと、まずそこのところに社会教育なりいろんな教育を通してやっていかないと、こういう現象はほんと、雪崩を打ったように衰退をしていくと私は考えておりますので、軽々に２９年度に統合するんだというような結論づけはするべきではないと思っております。

それで、小規模校が、これは少し違う質問かもわかりませんけど、小規模校では子どもが育たないというのでしたら、今一生懸命吉賀町高校を残そうとしております。県のほうに聞きますと、統廃合の基準を変えるということでしたけど、文教厚生委員会では、今の基準を見直すのは地方創生にそぐわないということで、少し検討しようという動きがあるということをお聞きしております。その間に吉賀高校もしっかり力をつけるべきだと思っておりますけど、中学校の小規模校は統合しなければならない。そして、吉賀高校は残せという、小規模校でも残せというその矛盾をどのように説明をされますか。

○議長（安永　友行君）　青木教育長。

○教育長（青木　一富君）　まず最初に、前段の御質問の中で、２９年度に統合すべきではないという御意見をおっしゃいました。私どもは、２９年度に統合したいというふうに決定をしたことはありません。２９年度を目途として進めさせていただいておるところです。なので、２９年統合すべきではないという御質問をされましたけど、それは決定しておらないということは御理解をいただきたいと思います。

　では、本題の吉賀高校と、そして同じ小規模である蔵木中学校の矛盾があるという、その矛盾についての説明をということでございますが、まず、吉賀高校存続とはいうものは、町民総意の願いであるということは御確認いただきたいと思います。そして、御存じのように、吉賀町という冠を正している高校は吉賀町１つだけです。１校しかないために存続を我々は叫んでおります。１校しかないから存続しなくちゃいけないという。そのことと今回の蔵木中学校の統合問題とは何ら関係のないものでありまして、いささかも矛盾は生じていないと私どもは確信しております。

　以上です。

○議長（安永　友行君）　１０番、庭田議員。

○議員（１０番　庭田　英明君）　統合が前提ではないというお話でしたけど、そこは少し見解の相違といいますか、説明も少し足りないんじゃないかというふうに思っております。

　といいますまのは、先ほど申しましたように、蔵木地区の意見交換会でそういうことを申されたんだと思いますけど、住民の方は、統合が前提ではないのかというようにとられているわけですので、そもそも、この１月１３日に、教育長も議事録は何回も読まれていると思いますけど、これを、どの委員も、もう七日市の学校も一緒にしてくれというようなことも言うとるわけです。ですから、それは詭弁といいますか、そうじゃない、そうじゃないと言いながらも、そういうふうにとられても仕方がない行為をしたということは反省をすべきだと思っております。

　決して、統合しろとかするなとか言っておるわけではありませんで、姿勢をお聞きしているわけであります。

　そして、学校というのは、先ほどから申しますように、教育というのは非常に地域の活力といいますか、活性化のために必要な施設であります。１５年度に吉賀町が１１町村で４番目なんですけど、Ｕターンが３５人、Ｉターンが４０人、７５人の移住者が来られております。これは、きちっとした医療なり教育なり、そういうことを整備しているからこそこうやって移住者が、まあ自然もあるでしょうけど、ふえてくるわけでありまして、ぜひ子どものせいにするとか、そういうことじゃなくて、結果的に統合したとしても、きちっとした対策をとりながら、そういう方向に向かうべきだと思っております。

　しばらくすると、多分、水源祭りも蔵木で開かれるんだと思いますけど、８１キロの流域を抱えながら日本海に注ぐ高津川の源流が今の大蛇ヶ淵の一本杉の水源であります。多くの恵みを

我々に与えながら、この原風景というのは、この流域の住民の一つの心を形成する川というのは宝でもあります。その源流の学校がなくなるというのは、いかにも寂しいことであります。今後とも住民、教育委員会、行政と一緒になって、この廃校ではなくて、最終、追い込まれても次頑張って学校を再開するんだというような御指導をするべきだと思っております。こういう例は全国で、休校にしておいて、住民の努力で人口がふえて、また再開するという例は多々あるわけですので、拙速な結論づけをするべきではないということを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（安永　友行君）　以上で、９番目の通告者、１０番、庭田議員の質問が終わりました。

ここで、１１番議員におつなぎします。定刻での着席をよろしくお願いいたします。

───────────・───・───────────

○議長（安永　友行君）　以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午前11時48分散会

───────────────────────────────